

に関する意見」【¹】（以下、「意見」といいます。）を公布しました。当該「意見」における次の2点は、注目に値すると考えます。

(1) 業務再開前の雇用問題を協議により解決することを奨励している点です。上記公布機関は、次の点を企業に指導するよう、下部組織に要求しています。感染症流行の影響を受けたため従業員が期日どおりに持ち場につくことができない、又は企業が生産を開始できない場合、企業が自主的に従業員と話し合い、条件が整う企業は、従業員が電話又はインターネット等を通じた柔軟な勤務形式を利用して在宅で出勤し作業任務を果たすよう手配できる点。また、テレワークの条件を備えていない企業については、有給休暇又は企業が独自に設ける福利休暇等各種の休暇を優先的に使用するよう、従業員と協議するという点。さらに、協力して困難を乗り越えられるよう、企業の工会が従業員と企業に積極的に働きかけるという点です。各機関は、企業と労働者双方の適法な権益に気を配ることを踏まえ、感染症流行の影響がもたらす損失をできる限り減らせるよう、企業を支援します。

(2) 困難に直面する企業が給与待遇について協議することを支持している点です。感染症流行の影響を受け、企業の生産・経営が困難に陥っている場合、企業が協議による民主的な手続を通じ、従業員と給与、交代勤務・交代休暇、勤務時間短縮等の方式を協議して採用し、業務職位を安定させます。一時的に給与支払能力がない場合、工会又は従業員代表と支払延期について協議するよう企業を指導し、資金繰りへのプレッシャーを軽減できるよう企業を支援します。

弊所では、次のように考えます。上記の文書が提起する、従業員が在宅勤務により作業任務を果たすよう企業が手配すること、即ち在宅勤務又はテレワークは、現在多くの企業が採用する事務方式です。「意見」は当該事務方式を肯定していますが、次のことには注意が必要です。企業は次の理由により、従業員が在宅勤務又はテレワークしていることのみを理由に従業員の給与待遇を低下させることができません。

- a) 中国「労働契約法」の規定に基づき、労働報酬は、労働契約において明確に約定しなければならない条項に該当します。雇用単位が労働契約の約定内容を変更する場合には、労働者との合意が必要です。したがって、企業が従業員の給与を減額することは、「労働契約の約定内容の変更」に該当し、事前に従業員と合意しなければなりません。
- b) 「意見」において、次のことが明確にされています。企業が協議による民主的な手続を通じ従業員と給与等の調整について協議・採用する方式により、業務

¹ http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202002/t20200207_358328.html

職位を安定させることを奨励する。

したがって、従業員が在宅勤務又はテレワークをする期間において、原則上、会社は従業員に正常な給与を支払わなければなりません。当然、法律も会社と従業員が協議を行い、給与待遇を調整することを認めています。

3. 労働契約の締結：雇用単位と労働者が合意した場合、電子データの形式を採用して書面の労働契約を締結することができます。

2020年3月4日に、中国の人力資源・社会保障部弁公庁は、「電子労働契約締結の関
係問題に関する人力資源・社会保障部弁公庁のレター」【²】（以下、「当該レター」とい
います。）を發布しました。内容には主に次の4点を含みます。

(1) 雇用単位と労働者が協議により合意した場合、電子データの形式を採用して書面
の労働契約を締結することができます。

(2) 電子データの形式を採用し労働契約を締結する場合、電子署名法等の法律法規の
規定に適合し、書面形式とみなすことができるデータ電文及び信頼できる電子署名を使
用しなければなりません。

(3) 雇用単位は、電子労働契約の生成、伝達、保管等が電子署名法等の法律法規に定
める要求を満たすことを保証し、完全性、正確性及び改ざんされないことを確保しなけ
ればなりません。

(4) 労働契約法の規定及び上記要求に適合する電子労働契約は、締結後すぐから法的
効力を有します。雇用単位及び労働者は、電子労働契約の約定に従い、各自の義務を全
面的に履行しなければなりません。

弊所では次のように考えます。「中華人民共和国電子署名法」【³】（以下、「電子署名法」
といいます。）の規定に基づき、「当該レター」において言及される「電子署名」とは、
データ電文において署名者の身分を識別するのに使用され、かつ署名者がその内容に同
意したことの表明を含み付される電子形式のデータをいいます。規格に適合する「電子
署名」は、次の条件を備えていなければいけません。

- a) 電子署名は、データ化され電子署名に使用される場合、電子署名者の専有に属
すること。

² http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202003/t20200310_362037.html

³ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201905/1d39b3ac29144348a01ffc43212a0b39.shtml>

- b) 署名する際にデータ化される電子署名は、電子署名者のみに制御されること。
- c) 署名後は、電子署名に対するいかなる変更も発見できるようにすること。
- d) 署名後は、データ電文の内容及び形式に対するいかなる変更も発見できるようにすること。

規格に適合する「電子署名」を実務において捉えることが困難なことに鑑み、関係する企業は電子形式を採用して書面の労働契約を締結すると同時に、「電子署名法」の関係規定を参照し、できる限り関連証拠（例、電子メール、WeChat の記録等）を収集、保管し、以降の争議発生を回避するようご提案します。

本資料の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複製することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。